

通 知  
平成23年6月27日

津山市建設工事入札参加資格登録業者 各位

津山市契約監理室長

### 今後の入札・契約について（通知）

津山市の入札・契約等に関する今後の取扱いについて、次のとおり見直しを行い実施しますので、通知します。

#### 記

#### 1. 最低制限率の変更について

従来、税抜予定価格7千万円未満の工事については、83.1%～88.0%の50通りから電子くじにより選ばれた率を予定価格に乗じた金額をもって、最低制限価格としていましたが、これを85.1%～90.0%の50通りに変更します。

#### 2. 低入札調査価格制度における調査価格の変更について

従来、税抜予定価格7千万円以上の工事については、予定価格の80%を下回った入札価格を調査価格の対象としていましたが、これを85.0%に変更します。

なお、低入札価格調査基準も改正しますので、市ホームページ(契約監理室のページ)で、確認してください。

#### 3. 指名願いの変更手続き等について

指名願いについては、添付資料や記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

特に、技術者の資格や従業員の異動について未届けのため、契約時の配置技術者が認められないなど、契約等に支障が起こることのないよう、十分注意してください。

#### 4. 等級格付けにおける主観点の見直しについて

昨年度お知らせしましたとおり、次の から については、次回（平成24年度）の等級格付けから主観点に採用することを検討しています。

工事成績による点数 : 過去2年間の工事成績に応じて加減するもの  
( - 20点～20点の範囲を想定しています。)

消防団協力事業所 : 地域の防災力を高めるといふ消防団協力事業所表示制度の主旨を踏まえ、防災協定締結と同様に加算するもの

指名停止等行政処分 : 過去2年間の処分について、減点するもの  
( - 30点～ - 10点程度を想定しています。)

5. 総合評価における防災協定の取扱いについて

今年3月に発生した東日本大震災のような大規模災害等を考慮し、広域圏における災害協定（岡山県との協定など）についても、総合評価における評価点や等級格付の主観点に次回（平成24年度）から採用することを検討しますので、ご承知ください。

6. 随意契約による工事の現場代理人について

随意契約の100万円未満の小規模工事どうしについては、現場代理人の兼務を認めることとします。

この措置は、随意契約と随意契約の兼務を認めるものですので、これ以外の他の工事の現場代理人及び技術者になることはできません。

7. 入札参加資格に関する格付けの有効期間について

すべての入札参加資格に関する格付けの有効期間は、平成24年6月30日までとなっています。したがって、来年度以降も引き続き津山市への入札参加を希望する全ての業者は、入札参加資格申請書を来年（平成24年4月）は、必ず申請をしてください。

詳しくは、2月中旬以降に市ホームページで公表するので、ご確認ください。

8. その他

その他、入札・契約に関する取扱いの変更や業者全般あての通知・お知らせについては、市ホームページ(契約監理室のページ)でお知らせしますので、確認に努めてください。

( <http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/24,0,125,379,html> )

9. 改訂期日

特段の定めのない限り、平成23年7月1日から適用します。

担当	津山市財政部契約監理室
電話	32 - 2018 (直)
	32 - 2019 (直)
	内線2671 ~ 2675